胃がん・大腸がん検診二次精密検査医療機関選定基準（令和６年度）

<table>
<tr><th></th><th>胃 が ん 検 診</th><th>大 腸 が ん 検 診</th></tr>
<tr><td rowspan="2">必須条件</td><td>上部内視鏡検査の実施機関であること</td><td>全大腸内視鏡検査の実施機関であること</td></tr>
<tr><td colspan="2"><u>更新登録希望にあっては、「消化器がん検診委員会指定講習会」の受講が５年間に</u>
<u>３回以上あること（ただし、京都消化器医会会員は１回減）</u>
注１：指定講習会は年１回開催
注２：地区医師会等主催の講演ＤＶＤ使用の勉強会は、指定講習会に出席したものと見なす</td></tr>
<tr><td rowspan="3">選定パスの要件（①、②、③のいずれかに該当すれば可）</td><td>①日本消化器内視鏡学会指導施設</td><td>①日本消化器内視鏡学会指導施設</td></tr>
<tr><td>②京都府胃がん内視鏡検診実施医療機関</td><td>②京都府胃がん内視鏡検診実施医療機関
但し、下記１）―３）のいずれかを満たす下部内視鏡検査医が在籍すること
１）日本消化器内視鏡学会専門医
２）日本消化器がん検診学会総合認定医
３）下部内視鏡経験５年以上かつ下部内視鏡検査総件数 300 件以上かつ年間下部内視鏡件数概ね 50 件以上件数が規定に満たない場合は消化器がん検診委員会の審査で認定されること</td></tr>
<tr><td>③付加ポイントの合計が１１点以上</td><td>③付加ポイントの合計が１０点以上</td></tr>
</table>

付　加　項　目	胃がん検診ポイント	大腸がん検診ポイント
*1）京都消化器医会会員	3	3
*1）日本消化器内視鏡学会 または 日本消化器がん検診学会の会員	3	3
*2）電子スコープの使用	1	1
*2）内視鏡自動洗浄機の使用	1	1
直近３年の上部（下部）内視鏡検査年間平均症例数	12～24＝１　25～49＝２ 50～74＝３　75～99＝４ **100 以上＝５**	10～19＝１ 20～49＝２ **50 以上＝３**
*3）過去の上部（下部）内視鏡検査症例数	1,000 以上＝１ 2,000 以上＝２	300 以上＝１ 1,000 以上＝２ 2,000 以上＝３
直近３年の上部（下部）悪性疾患年間平均診断数	１～４＝１　５～９＝２ 10 以上＝３	１～４＝１　５～９＝２ 10 以上＝３
前年の全国がん登録事業への届出	有＝３	有＝３
*3）前年の講演会、研修会等への出席	５～９回＝２ 10 回以上＝３	５～９回＝２ 10 回以上＝３

*1）携わる医師のうち該当者があればポイントを加算します。日本消化器内視鏡学会並びに日本消化器がん検診学会の会員の方は、それぞれの学会の会員番号の記載が必要です。
*2）製造会社名、販売名または製品略称と購入年月日の記載が必要です。
*3）携わる医師のうち該当者があればポイントを加算します。
「前年の講演会、研修会等への出席」については、出席された月日の記入が必要です。
注）選定基準を満たしている医療機関であっても、選定委員会での協議の結果、登録不可となる場合があります。